

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和元年11月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900189号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900060号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月31日の標準賞与額を27万4,000円、平成18年12月31日の標準賞与額を19万6,000円、平成19年7月31日の標準賞与額を40万円、平成19年12月31日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成17年12月31日、平成18年12月31日、平成19年7月31日及び平成19年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成17年12月31日、平成18年12月31日、平成19年7月31日及び平成19年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月
② 平成18年7月
③ 平成18年12月
④ 平成19年7月
⑤ 平成19年12月

請求期間①から⑤までについて、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の賞与の記録がない、年金額に反映するように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、③、④及び⑤について、請求者から提出された給料支払明細書(賞与)によると、請求者はA社から請求期間①は30万円、請求期間③は40万円、請求期間④は40万円、請求期間⑤は30万円の標準賞与額に相当する賞与の支払

を受け、請求期間①は27万4,000円、請求期間③は19万6,000円、請求期間④は41万円、請求期間⑤は30万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、③、④及び⑤に係る標準賞与額については、上述の給料支払明細書（賞与）により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は27万4,000円、請求期間③は19万6,000円、請求期間④は40万円、請求期間⑤は30万円とすることが必要である。

また、請求期間①、③、④及び⑤に係る賞与の支払日については、上述の給料支払明細書（賞与）に記載はなく、ほかに確認できる資料もないことから、支払年月の末日（請求期間①は平成17年12月31日、請求期間③は平成18年12月31日、請求期間④は平成19年7月31日、請求期間⑤は平成19年12月31日）とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月31日、平成18年12月31日、平成19年7月31日及び平成19年12月31日の期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明の旨回答等しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、請求者から提出された給料支払明細書（賞与）及び預金通帳によると、請求者はA社から35万円の賞与の支払いを受けていることが確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900183号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900061号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年12月13日は59万8,000円、平成19年7月10日は40万6,000円、平成19年12月11日は61万円に訂正することが必要である。

平成18年12月13日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月13日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年12月13日は59万8,000円から61万2,000円、平成19年7月10日は40万6,000円から41万6,000円、平成19年12月11日は61万円から62万4,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月13日、平成19年7月10日及び平成19年12月11日の標準賞与額(厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月13日
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月11日

請求期間にA社より賞与が支払われたが、標準賞与額の記録がない。当該期間を年金額に反映される記録及び年金額に反映されなくても事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、A社から提出された請求者に係る平成18年

分及び平成 19 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに同僚の賞与明細書（以下、併せて「預金通帳等」という。）により、請求者は、同社から、請求期間①は 61 万 2,000 円、請求期間②は 41 万 6,000 円、請求期間③は 62 万 4,000 円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は 61 万 2,000 円、請求期間②は 41 万 6,160 円、請求期間③は 62 万 4,240 円）の支払を受けていたことが確認でき、請求期間①は 59 万 8,000 円、請求期間②は 40 万 6,000 円、請求期間③は 61 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は 4 万 3,721 円、請求期間②は 2 万 9,719 円、請求期間③は 4 万 5,683 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、預金通帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は 59 万 8,000 円、請求期間②は 40 万 6,000 円、請求期間③は 61 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 12 月 13 日、平成 19 年 7 月 10 日及び平成 19 年 12 月 11 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求者は、年金額に反映されなくても事実即した記録への訂正を求めているところ、上述のとおり、請求者は、A社から請求期間①は 61 万 2,000 円、請求期間②は 41 万 6,000 円、請求期間③は 62 万 4,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、平成 18 年 12 月 13 日は 61 万 2,000 円、平成 19 年 7 月 10 日は 41 万 6,000 円、平成 19 年 12 月 11 日は 62 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、平成 18 年 12 月 13 日、平成 19 年 7 月 10 日及び平成 19 年 12 月 11 日の訂正後の標準賞与額（厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900194号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900063号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和55年4月30日から昭和55年5月1日に訂正し、昭和55年4月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

昭和55年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和55年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月30日から昭和55年5月1日まで

以前にA社から同社B事業部に転勤した社員の年金記録が訂正されたことにより、年金事務所から会社宛てに照会文書が送られてきたため、訂正請求を行った。当該社員と一緒に転勤し継続して勤務していたことは間違いないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された在職証明書、略歴書及び賃金台帳並びに複数の同僚の陳述により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し(昭和55年5月1日にA社から同社B事業部に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは不明である旨の陳述をしているものの、昭和55年4月30日から同年5月1日までの期間について、事業主が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が昭和55年4月30日となっており、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って提出したことを認

めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和 55 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900145号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900059号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年7月31日から同年8月1日まで

私は、A社でタクシードライバーとして平成9年7月31日まで勤務した。しかし、厚生年金保険の被保険者記録の資格喪失年月日は平成9年7月31日となっており、平成9年7月が被保険者期間となっていない。私は、平成9年7月31日の勤務中に次の厚生年金保険の被保険者記録があるB社の関係者を乗せた際、転職の誘いを受け、翌日に採用面接を受けて採用され、その日にA社に退職の申出をした経緯を記憶している。請求期間について、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の主張に基づき、請求者が名前を挙げた複数のB社の関係者に照会したところ、当該事業所の関係者の一人は請求者の転職に係る経緯を記憶している旨陳述しているものの、A社における平成9年7月31日の勤務状況及び一連の流れを記憶している者はいない。

また、請求者のA社における雇用保険の資格喪失年月日は平成9年7月30日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合する。

さらに、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)によると、請求者の資格喪失年月日は平成9年7月31日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と一致している。

加えて、A社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、資格喪失年月日が平成9年7月31日であることが確認できるところ、当該事業所は請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していない旨及び平成9年7月17日までの乗車データは確認できるが、それより後の期間に係る乗車データは確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900151号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900062号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年9月9日から昭和49年9月1日まで

私がA事業所に勤務していた期間に支払われた給与額に比べて、年金記録の
標準報酬月額が低くなっているため、請求期間に係る記録を訂正し、年金額に
反映してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標
準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われる
のは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報
酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係
る標準報酬月額の記録訂正に当たっては、請求期間に係る各月の具体的な報酬月
額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認することが必要である。

A事業所は、昭和59年4月11日に適用事業所でなくなっており、請求期間当
時及び最後の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間に係る報酬月額
及び厚生年金保険料控除額について確認することができない上、複数の同僚に照
会しても、いずれも、請求期間当時の給与明細書等の資料は保管しておらず、厚
生年金保険料の控除について情報が得られず確認できない。

また、請求者から提出された昭和49年分給与支払報告書から、その年の給与額
及び社会保険料額は確認できるものの、当該資料からは、各月の具体的な報酬月
額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

さらに、昭和46年9月から昭和48年12月までの期間については、請求者は
資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除額が確認できない。

加えて、厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の請求期間に係る標準報
酬月額が遡って訂正された等の不自然な形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900181号
厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1900003号

第1 結論

昭和21年11月15日から昭和41年4月1日までの請求期間について脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和21年11月15日から昭和41年4月1日まで
年金事務所にて、年金記録を確認したところ、請求期間の記録が脱退手当金支給済となっていた。A社を退職する時に、事務担当者から脱退手当金をもらうかどうか聞かれたが、私は将来、年金をもらうことを楽しみにしていたので受給しなかった。A社の年金記録が私の年金額に反映していないことに納得ができない。調査の上、脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されており、請求期間に係る厚生年金保険資格喪失年月日から約4か月後の昭和41年7月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、請求者は、オンライン記録で確認できる脱退手当金の支給決定日から約8年後の昭和49年3月1日に、B社において、再度、厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、請求期間とは異なる厚生年金保険記号番号が新たに払い出されていることが確認でき、請求期間に係る脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。